

大分県細胞検査士会会則

第1章 名称

第1条 この会は、大分県細胞検査士会と称す。

第2章 目的と事業

第2条 この会の目的は、大分県における細胞検査士の知識向上と臨床細胞学の進歩および会員相互の親睦を図るものとする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

1. 臨床細胞学に関する研修会の開催。
2. 細胞検査士会が行なう事業への協力。
3. 大分県臨床細胞学会が行なう事業への協力。
4. 日本臨床衛生検査技師会が行なう事業への協力。
5. 細胞検査士養成事業への協力。
6. その他。

第3章 構成

第4条 この会は、大分県臨床細胞学会に所属する細胞検査士によって構成する。

第4章 役員

第5条 この会に、以下の役員を置く。

	会長 1 名, 副会長 1 名, 幹事若干名
第 6 条	幹事は, 大分県細胞検査士会および大分県臨床細胞学会検査士役員の合議により選出し, 会長が委嘱する。また, 会長は他に若干名の幹事を指名し, 委嘱することができる。
第 7 条	会長, 副会長は, この会の役員の互選による。
第 8 条	役員会が成立しないとき, または役員会において議決すべき事項を議決しないときにおいては, 会長はその議決すべき事項を処理することができる。
第 9 条	前条の規定による処理について, 会長は次の役員会においてこれを報告しなければならない。
第 10 条	役員会は会長, 副会長, 幹事をもって構成する。 1. 役員会は年 1 回以上開催し, この会に関する重要事項を協議決定する。また, 会長は重要事項の協議のため随時役員会を招集することができる。 2. 役員会は役員現在数の過半数以上の出席を必要とする。ただし委任状は出席とみなす。
第 11 条	役員の任期は 2 年間とし再選を妨げない。

第12条	会員は、各都道府県細胞検査士会および大分県臨床細胞学会と緊密な連携を保つように努める。
第5章 総会	
第13条	この会は毎年1回総会を開催する。
第6章 研修会	
第14条	この会は毎年1回以上の研修会を開催する。
第7章 会計	
第15条	この会の経費は、当面、備蓄分および日本細胞診断学推進協会細胞検査士会からの助成金を当てる。
第8章 規約の変更	
第16条	この規約の変更は役員会の議決を経て総会の承認を得なければならない。
付則	この会則は平成29年4月1日より施行する。